

岐阜市あけぼの会便り

令和2年2月号

この冬は暖かいですね。お元気ですか。

1月の新春講演会「親亡き後に備えて」は、想像を上回る84名の参加者で盛り上がりました。初参加の方が半数で、「広報ぎふ」を見られた方が多かったようです。支援につながっていない方、孤立している方が、「岐阜市あけぼの会」に入会されると嬉しいです。

堀場さんの話は、ご自分の対応の間違いも含め、分かりやすく話されていました。困ったら相談すること、支援を受けることに慣れること、当事者・家族は福祉サービスを利用しましょう。

(講演会の案内が「広報ぎふ」1月1日号に掲載されました。)

2月例会 交流会

日時：2月15日(土) 13:30~15:30

会場：ぎふメディアコスモス おどるスタジオ

内容：ミニ講演と対話カフェ

① ミニ講演 (当事者の話)

② 対話カフェ (「親亡き後の将来について」語り合いましょう)

岐阜県立看護大学の石川先生の指導でグループに分かれ(5~7名)

おしゃべりします。対話の要点を記録し、共有しながら進めます。

3月例会 (交流・相談会)

日時：3月10日(火) 13:30~15:30

会場：南市民健康センター

岐阜県精神保健福祉研修会

日 時：令和2年2月1日（土）13：30～16：00

会 場：ぎふメディアコスモス みんなのホール

演 題：「精神障害者が地域でいきいきと暮らせるために

～誰もが自らの人生の主人公～」

講 師：青木 聖久 教授（日本福祉大学教授・みんなねっと理事）

分かりやすく話されます。質疑応答もあります。ご参加下さい。

「ぎふかれん」の家族による家族のための電話相談 ☎058-271-8169

火・木曜日 10:00～15:00 困りごと、行事の案内など、お気軽に電話ください。

面談も行っておりますので、事前にご連絡ください。

（事務局は、月・金曜日も、ほぼ開いています。）

岐阜市あけぼの会 連絡先

服部 058-247-6004

熊谷 090-6578-9838

山内 058-246-0409

中村 090-7039-9447

石田 090-6084-2124

筒井 090-2685-0226

「ぎふかれん」（服部・筒井）058-271-8169

岐阜市楽らくクラブ（当事者会）

2月例会

日 時：2月23日（日） 13：00～15：00（第4日曜日）

場 所：日光コミュニティセンター

連絡先： 石田 吉保 （090-6084-2124）

山内久美子 （058-246-0409）

1月例会の報告

1月13日（月・祝）13:30~15:30 84名参加（支援者5名・家族会員外40名）

メディアコスモス かんがえるスタジオ

●新春講演会 演題：「親亡き後」に備えて

講師：堀場 洋二 氏（名古屋市精神障害者家族会連合会事務局）

名古屋市家族会の現状（平成26年のアンケートより）

【当事者】

1. 在宅者の内 70%ちかくの人が仕事をしておらず、福祉の医療的サービスを 33%の人が利用していない。
2. サービスを受けていない人の相談窓口としては、市の福祉課（保健センター相談員）・基幹相談支援センター（ふなぶせ・うかい・クロス等）・社会福祉協議会などがあります。

【家族】

1. 家族も高齢になり持病を抱えている（43%）こともあって、本人には入院してほしい（74%）。もう肉体的にも精神的にも本人に対処する自信がない限界である。
2. 親亡き後に望む社会的支援としては24時間365日対応の相談支援をしてほしい。具体的には訪問看護・家事援助（ホームヘルパー）・金銭管理（社会福祉協議会・信託銀行の利用）・ACTの利用（服薬のため）などの相談。
3. 遺産相続に関しては自筆の遺言書を書く。あるいは公証役場で公正証書遺言を作成してもらうことも出来ます。

【その他】

1. 障害年金は、本人の望む生活をするためには絶対に必要なものですので、必ず取得しましょう。また、不足分は「生活保護制度」も積極的に利用しましょう。
2. 本人の当事者会利用や家族ピア相談事業の利用などで支え合うことが大切です。

私も「親父の会」でたくさんのことを学びました。

- ① 本人の出来ないことを認める。(責めない)
- ② 本人の出来ることをほめて、出来ないことにも関心を持たせるようにしたい。
- ③ まず、本人の意志を尊重し、こちらの要望は控え目に伝えるよう心掛けてはどうでしょうか。

【質疑応答】

Q 親亡き後の自治会活動で役員の当番が回ってきたときどう対応すればいいでしょうか？

A ・主治医に診断書を書いてもらい、それを自治会長に渡したら役を免除された。
・予め親が民生委員や自治会長に本人の事情を伝えておく。

Q 本人は入院が嫌で通院せず、診断書が入手出来ず、年金の申請が出来ないが、どうしたらよいでしょうか？

A 入院の必要のないクリニックに病院を変えるか、ACT（訪問診療）を利用して診断書を書いてもらうようにされてはいかがでしょうか。

Q 本人の意志に反して、程度が軽いと判断されて適切な福祉サービスが受けられないことに納得がいかない。

A 行政はお金がからむことなので、なかなか必要性を認めようとしません。1人で行かず、相談支援センター職員と一緒に申請に行かれたら、サービスが受けられるようになるかもしれません。

岐阜市あけぼの会主催の新春講演会は、演題「『親亡き後』に備えて」ということで世の中の関心も高く、大変盛況でした。

中日新聞 2020年1月14日（火）朝刊・岐阜県版 10面に講演会のことが掲載されました。当日配布しました講演会資料は、堀場さんのご厚意により、岐阜市あけぼの会の HP:akebonokai-gifu-city-kazokukai.jimdo.com に掲載しております。